

入所申込み確認及び同意書

※以下の項目をご確認いただき、署名欄にご署名のうえ申込書類と併せてご提出ください。

確認及び同意項目

入所(園)および支給認定について

1	西原町保育所等入所案内の内容を確認しました。
2	職員が関係機関において、住民基本台帳等を閲覧し、居住要件、世帯状況について確認します。
3	届出内容について、保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有します。
4	必要に応じて職場や関係機関等に電話及び訪問・照会を行い、保育できない状況を確認することがあります。
5	公的機関から、法令等により個人情報提供を求められた場合において、情報を提供します。
6	保育所等申込後、世帯構成(結婚、離婚等)や申込理由(就労、病気等)、就労時間等に変更があった場合は、14日以内に証明書類の提出をお願いします。状況が確認できない場合、入所(園)取消または退所となる場合があります。
7	保育時間の変更等、内容に変更がある場合は前月20日までに証明書類の提出をお願いします。翌月1日からの認定変更となります。
8	申込内容に虚偽があった場合は、入所(園)取り消しとなります。
9	保育施設を1ヶ月以上連続で欠席する場合は、こども課へご連絡ください。
10	入所(園)希望月の選考は、入所(園)希望月の翌末日までに職場復帰することが条件となります。(4月入所希望の場合、職場復帰の期限は5月31日)職場復帰が出来ない場合は内定取消となります。
11	年度途中の入所申込の場合、希望月に利用案内ができなくても保留通知は送付いたしていません。
12	保育の利用状況等に係る証明書(待機証明書)の発行には1週間程度かかります。必要な場合はお早めに申請ください。
13	4歳から5歳児への進級については、定員が少なくなることから継続入所ができない場合もございます。
14	6か月を超える求職活動や年度を超えての求職活動を行っている場合は退園となる可能性があります。
15	申込締切を過ぎて申し込まれた場合、希望月での選考はできません。詳細は入所案内の3ページをご確認ください。

転園について

16	新年度の転園希望は新規申込の扱いとなります。希望先への転園ができず、点数が低い場合は元の園に戻れない可能性があります。
17	年度途中での転園希望の場合は、「待機児童がいない場合」や「ほかに申込者がいない場合」のみ転園の選考となります。

保育料および給食費について

18	確定申告や世帯状況等の変更があった際には、保育料が変更となる場合がありますのでこども課までご連絡ください。
19	保護者の収入が生活保護の基準を下回る場合は、同居親族の収入も保育料算定の対象となります。
20	クラス年齢が3歳児以上のお子様は、給食費を別途施設へお支払いいただきます(坂田保育所は町へお支払いとなります)。
21	お申込児童や兄弟姉妹に在園児または卒園児がいる世帯で、保育料の未納がある方は入所(園)選考で減点の対象となり、新規及び継続入所(園)ができない場合があります。

上記事項について確認及び同意のうえ、保育所等への入所申込をします。

令和 年 月 日

児童名

保護者署名: _____
